

平成31年度看護職員研修事業 「実習指導者講習会（特定分野7日間コース）」実施要領

1 目的

病院以外の実習施設のうち次の特定分野（以下、「特定分野」という。）において、看護学生等の実習指導に必要な知識と技術を修得し、効果的な実習指導ができる人材を育成する。

＜特定分野＞

- ・保健師養成所における公衆衛生看護学
- ・助産師養成所における助産学
- ・看護師養成所における老年看護学、小児看護学、母性看護学及び在宅看護論
- ・准看護師養成所における老年看護及び母性看護

2 目標

- (1) 実習指導の基礎となる教育的素地を養う。
- (2) 看護基礎教育における臨地実習の位置づけを理解する。
- (3) 実習指導の基本と実習指導者の役割を理解する。
- (4) 実習指導の展開について理解を深め、その実際を学ぶ。

3 主催

千葉県

4 実施期間

令和元年10月～11月の7日間

日程：10月10日（木）、10月18日（金）、10月21日（月）

11月8日（金）、11月11日（月）、11月18日（月）、11月28日（木）

なお、10月31日（木）を予備日とする。

※授業は、原則、9：30～16：30ですが、10月10日（木）は、9：00～17：00を予定しています。

5 実施場所

東京医療保健大学 船橋キャンパス

（千葉県船橋市海神町西 1-1042-2）西船橋駅下車 徒歩12分 海神駅下車 徒歩7分

6 受講資格

- (1) 実務経験4年以上の保健師、助産師又は看護師
- (2) 看護学生等が実習する施設の実習指導者又は将来実習指導者となる予定の者であつて、次のいずれかに該当する者。ただし、②については助産師確保対策の一環として、当面の間、次に掲げる実習施設に加え、助産師養成所の実習施設である小規模な病院の助産師についても講習会の受講を認める。

- ① 保健師養成所における公衆衛生看護学実習を行う病院以外の実習施設の保健師
- ② 助産師養成所における助産学実習を行う病院以外の実習施設の助産師
- ③ 看護師養成所における老年看護学実習、小児看護学実習、母性看護学実習、又は在宅看護論実習を行う病院以外の実習施設の保健師、助産師又は看護師
- ④ 准看護師養成所における老年看護実習又は母子看護実習を行う病院以外の実習施設の保健師、助産師又は看護師

<保健師学校養成所の実習施設>

- ①市町村 ②保健所 ③地域包括支援センター ④精神保健福祉センター
- ⑤事業所 ⑥学校 ⑦社会福祉施設 ⑧上記①～⑦に類似する施設

<助産師学校養成所の実習施設>

- ①診療所 ②助産所 ③保健所 ④市町村保健センター ⑤母子保健センター
- ⑥上記①～⑤類似する施設

<看護師学校養成所の実習施設>

- ①診療所 ②訪問看護ステーション ③介護老人保健施設 ④介護老人福祉施設
- ⑤保健所 ⑥地域包括支援センター ⑦在宅介護支援センター ⑧社会福祉施設
- ⑨療養通所介護事務所 ⑩上記①～⑨に類似する施設

<准看護師学校養成所の実習施設>

- ①診療所 ②介護老人保健施設 ③介護老人福祉施設 ④社会福祉施設
- ⑤上記①～④に類似する施設

7 定員

30名

8 講習内容

科目のねらい及び内容参照

9 応募書類

受講申込書 研修責任者用 (様式第1号) 参照

受講申込書 個人用 (様式第2号) 参照

10 応募期間

令和元年7月1日(月)～7月19日(金)

※応募期間最終日(7月19日)必着分を有効とします。

11 申込方法

受講申込書は研修責任者にて取り纏めいただき、簡易書留、もしくはレターパックにて郵送。

郵送先 〒273-8710 千葉県船橋市海神町西 1-1042-2

東京医療保健大学 千葉事務部 実習指導者講習会担当宛

12 受講決定

受講申込書類の審査により決定し、結果を8月上旬までに申込施設長あて郵送にて通知予定。

13 修了証

講習会修了者には千葉県から修了証を交付する。

本講習会修了者は、特定分野における実習指導者の認定を受けることができる。

14 経費

(1)受講生1名につき、受講料として5,000円を徴収する。

徴取の際には領収書の発行のみとし、請求書については発行しない。

(2)講習会受講のために要する食費、図書費、教材費等は受講者負担とする。

15 問合せ先

東京医療保健大学 千葉事務部 実習指導者講習担当 TEL 047-495-7751